

参考様式第2号（第8条関係）

会議概要報告

1. 会議の名称	令和7年度潟上市空家等対策協議会
2. 開催日時・場所	令和8年2月18日（水） 午前・午後 10時00分 開始 潟上市役所 2階 第3・4会議室
3. 委員等の人数	11人
4. 出席委員等の人数	9人
5. 議題	(1) 潟上市空き家対策総合実施計画（案）について (2) 潟上市空家等対策の取組状況について
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	資料1 「潟上市空き家対策総合実施計画（案）」 資料2 「潟上市の空家等の状況」 資料3 「潟上市空家等対策計画の具体的な取組における実施状況」
8. 会議の概要	別紙「令和7年度潟上市空家等対策協議会 会議録」 のとおり
9. その他	

令和7年度潟上市空家等対策協議会 会議録

開催日時	令和8年2月18日（水） 10時00分～10時32分
開催場所	潟上市役所 2階 第3・4会議室
内 容	1. 開 会 2. 会長挨拶 3. 議 題 (1) 潟上市空き家対策総合実施計画（案）について (2) 潟上市空家等対策の取組状況について 4. その他 5. 閉 会
出席委員	鈴木 雄大、西村 聖、目黒 和磨、渋谷 知之、三浦 亨（代理） 大越 新一、永井 和一郎、安田 幸博、三浦 和也
欠席委員	糸井 真吾、菅原 伸雄
職 員	市民生活部 菅生部長、地域づくり課 渡会課長、神崎課長補佐、菊池主査
記 録 者	地域づくり課生活環境班 主査 菊池 俊
傍 聴 者	なし

会議内容

（渡会課長）

それでは、只今から「令和7年度 潟上市空家等対策協議会」を開会いたします。

なお、本協議会につきましては、潟上市自治基本条例の規定（第18条第2項）により原則、公開することになっておりますが、この度の傍聴希望者は、おりませんでした。

次に、委員の変更についてお知らせいたしますので、資料4 「潟上市空家等対策協議会委員名簿」をご覧ください。異動等により変更となりました委員の皆様を、ご紹介させていただきます。

名簿No.7、男鹿地区消防一部事務組合、消防本部 警防課 課長 大越新一様です。

名簿No.8、五城目警察署、生活安全課 係長 菅原伸雄様です。なお、本日所用により欠席とのご連絡をいただいております。

以上のお二方です。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、次第の2 会長挨拶を 潟上市長 鈴木雄大が申し上げます。

（鈴木会長）

あいさつ

（渡会課長）

次に、次第の3 議題に移ります。

議長につきましては、「協議会開催要綱」第5条第1項より、会長である市長にお願いいたします。

（鈴木会長）

改めまして、よろしく願いいたします。 それでは、早速、議題に入らせていただきます。

議題（1）「潟上市空き家対策総合実施計画（案）について」、担当から説明をお願いします。

(菊池主査)

資料に基づき説明

(※資料訂正)

資料1 2 ページ目 3. 空き家の活用と除却に関する事項 (1) 空き家対策基本事業に関する事項 事業手法 活用における施行者について、「所有者等」から「潟上市」に、事業実施予定時期について、「R8.4～R9.3」から「R8.4～R12.3」に訂正

(鈴木会長)

只今、担当より説明のありました「潟上市空き家対策総合実施計画(案)について」、御意見や御質問などございませんか。

ないようですので、議題(1)「潟上市空き家対策総合実施計画(案)について」を終了いたします。次に、議題(2)「潟上市空家等対策の取組状況について」、担当から説明をお願いします。

(菊池主査)

資料に基づき説明

(鈴木会長)

只今、担当より説明のありました「潟上市空家等対策の取組状況について」、御意見や御質問などございませんか。

(目黒委員)

資料2にある特定空家等における解体等による減が13件について、このうち4件は潟上市空き家解体撤去補助金を活用して解体したということによろしいでしょうか。

(菊池主査)

そうです。そのほかは自主財源で解体したということです。

(目黒委員)

空家等管理活用支援法人の指定について、公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部から以前より声掛けして、様式や資料等を提供しているところです。

資料3の基本方針1にあります、3 空家等の適正管理の促進において、我々不動産業界でも空家等の巡回、管理等も可能であり、支援法人を指定することは潟上市の空家等対策業務の負担軽減につながると考えています。

支援法人を指定している市町村が徐々に増えてきている状況ですが、潟上市としては指定の方針についてはいかがでしょうか。

(菊池主査)

現在いただいた資料等内容の精査、他市町村における指定による効果等を調査しているところであります。指定の方針が決まれば、こちらからお声がけさせていただきたいと考えています。

(永井委員)

基本方針3の4 特定空家等の解体撤去支援にあります、令和8年度からの国庫補助制度の活用に向け、国へ予算要望中ということではありますが、予算や支援内容等について見込みは立っていますか。

(菊池主査)

国の予算状況はまだ見込みが立っていませんが、支援内容につきましては、現行の撤去補助金の上限 50 万円にさらに 50 万円上乘せして、上限を 100 万円にすることで検討しております。

(渋谷委員)

資料 2 において、特定空家等の数が減っているとのことですが、どのような施策によって特定空家等の減につながったものと考えられますか。

(菊池主査)

所有者等が特定空家等による周辺環境への影響等を理解し、解消や解体に向けた意識、意欲の醸成が進んだためと考えており、そのための所有者等への助言指導が一番有効であったと捉えております。

(渋谷委員)

基本方針 3 の 5 所有者等不存在の空家等の対応等の検討における課題として、外部委託導入の検討とありますが、現状こういったところへの外部委託を検討しているのでしょうか。

(菊池主査)

司法書士や弁護士等への委託で考えております。

(渋谷委員)

行政書士会でも対応可能だと思いますので、そちらの活用についても検討いただければと思います。

(三浦委員)

基本方針 1 の 3 空家等の適正管理の促進としまして、社会福祉協議会にも適正な管理がされていない空家等の相談があります。市へ相談を繋いだりしていますが、自治会側で対応している場合もあります。そうした活動のためのボランティア保険があれば活動しやすいと考えており、何か支援があればと思います。

(菊池主査)

現状や他の市町村等の事例等について、まずは調査してみたいと思います。

(鈴木会長)

他にございませんか。

他にないので、議題（２）「潟上市空家等対策の取組状況について」を終了いたします。

議題については以上となります。それでは、事務局へ進行をお返しします。

(渡会課長)

それでは、次第の 4 その他になりますが、委員の皆様から何かございますか。

ないので、事務局から、何かありますか。

(菊池主査)

事務局から、2 点ほどお知らせいたします。

1 点目として、本日の会議録につきましては、取りまとめ次第、委員の皆様へ送付させていただきます。

2点目として、本日の会議出席における謝礼についてです。

昨年度にご提出いただきました「委員謝礼受領確認票」において「受領できる」とご回答いただいた方には、記載の受領口座に1か月程でお振込みいたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

なお、受領状況や口座情報等に変更がある委員におかれましては、事務局に別途お知らせくださいますようお願いいたします。

(渡会課長)

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(終了=10時32分)